



### 今日から一年生

吉田小、新校舎でスタート

春たけなわ、桜の花が満開の四月六日に小学校の入学式を行いました。とくに、吉田小学校は新しい校舎が完成して初めての入学式で、新一年生はもちろん、お父さん、お母さん、先生も、今日からはどこもここもピカピカの新しい教室で勉強ができる喜びをいっぱいにあらわしていました。



### 老人大学 受講者の募集

◇対象者 60歳以上の男女（新規受講者を優先します）

◇学習内容

(1) 教養コース（午前中2時間）

老人と生活、郷土の歴史、老人の生きがいなど

(2) 選択コース（午後2時間）

園芸、書道、手芸、民謡（申込者数によりこの中から三コースを選びます）

◇学習期間

5月下旬～11月中旬 月4回  
合計20回

◇会場 遠賀町中央公民館（遠賀町役場横）

◇申込期限 4月30日

◇申込先 町教育委員会社会教育係

その他詳しいことは教育委員会におたずねください。

### 町の人口

（51年3月末現在）

人口	24,264
男	11,751
女	12,513
世帯数	7,212



昭和51年度

# 地方税法の改正

三月三十一日、地方税法の改正案が国会で可決されました。従って昭和五十一年度からは改正後の税法が適用されます。改正の主な内容は次の通りです。

## 軽自動車税

区 分		改正後	
原付自転車	50cc以下	650円	
	50cc～90cc	1,000円	
	90cc～125cc	1,300円	
軽自動車及び小型特殊自動車	二輪のもの(側車付を含)		2,000円
	三輪のもの		2,600円
	乗 用	営業用	5,200円
		自家用	5,900円
	貨 物 用	営業用	2,900円
		自家用	3,300円
	小型特殊自動車	農耕用	1,300円
その他		3,900円	
二輪の小型自動車		3,300円	

※ コンパインは 1,300円になります。

## 町県民税

〔例〕このような場合は、均等割もかかりません。

家族構成	人員	所得
本人だけの場合	1	13万円以下
本人と配偶者	2	26万円以下
本人、配偶者、扶養1人	3	39万円以下
本人、配偶者、扶養2人	4	52万円以下

個人の均等割が三百円から千円になりましたが、所得が十三万円以下の人には均等割も課税されません。

## 町 県 民 税

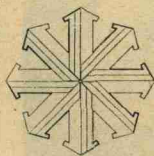
5月1日から

戸籍の謄・抄本が一通二百円に

区 分	手 数	料 料
戸籍の謄・抄本	一通	二〇〇円
除籍の謄・抄本	一通	三〇〇円
戸籍の記載事項証明	証明事項一件	一〇〇円
除籍の記載事項証明	証明事項一件	二〇〇円
受理証明書	一通	一〇〇円
戸籍簿の閲覧	一戸籍	一〇〇円
除籍簿の閲覧	一戸籍	二〇〇円
届書類の閲覧	書類一件	一〇〇円

このほど戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は枚数に関係なく一通につき二〇〇円(除籍は三〇〇円)になります。なお、戸籍の謄・抄本などを郵便で請求される時は、必ず現金

書留か、郵便局の定額小為替で手数料を納めてください。またこのようなとき、郵便切手で手数料を納めることはできないことになっていますので、ご協力をお願いします。



## 商業統計調査

5月1日

五月一日に商業統計調査が行われます。この調査は、昭和二十七年から二年ごとに通商産業省が行っているもので、今回は十三回目になります。これは、全国の卸売業、小売業、飲食店に属するすべての商店をもれなく調査する、いわば「商店の国勢調査」であり、その販売活動の実態や、全国的な商品の流

れなどを明らかにすることを目的として行います。調査票は、統計以外の目的、例えば税やその他商店の不利益になるようなことには使用されず、営業上の秘密は固く守られます。各商店では、この調査の主旨をご理解いただき、正確な申告をされるようお願いいたします。

## 墓地の葬

公営住宅用地になる墳墓

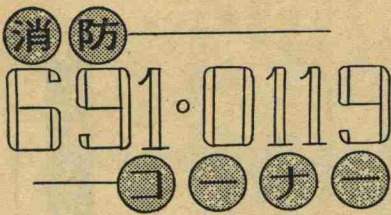
所有者・縁故者は申し出て下さい

町では、水巻町土地開発公社施行による高松団地造成工事により、公営住宅用地となる次の墳墓についてその所有者の確認が必要ですので、所有者または縁故者は51年6月30日までに、町総務課用地係まで申し出られるようお願いします。

なお、期日までに申し出のない場合は無縁として処理しますのでご了承ください。

◎墳墓所在地 水巻町大字古賀字大浦1679の2 (高松区新北町)





### 煙の恐ろしさ

最近の建物は、コンクリートやアルミサッシで外周を囲み、内部の個室化されたものが多くなっています。

このような所で火事が起きればまず、大量の煙と有毒ガスが発生し、急速に燃え広がります。火事による死亡者の多くは、火災発生初期の煙によるものが多いようです。

このようなことから煙の恐ろしさと性質を十分知っておくことが、火事から命を守る大切なポイントともなっています。

#### 煙の性質

- ・見通しが悪くなり恐怖感を与える
- ・有毒ガスを含んでいる
- ・微粒子が肺細胞に入り窒息する
- ・煙の上昇は急速である

#### 煙につかまるな

- ・できるだけ姿勢を低くして避難する
- ・ハンカチなどを口にあてて、呼吸を小さくして避難する

#### ※管内火災・救急発生状況 (S51.1.31~S51.2.29まで( )内は2月分)

町名	水巻町	芦屋町	岡垣町	遠賀町	合計
火災	2 (1)	4 (2)	2 (2)	0 (0)	8 (5)
救急	74 (24)	45 (19)	37 (16)	36 (10)	192 (69)

### 日曜在宅医

5月2日	永松医院	耳鼻科	頃木	691・0386
9日	森田医院	内・児科	樋口	691・0616
16日	中村医院	内・児科	下二	691・5820
23日	有留医院	内・児科	吉田	691・1394

診察時間は9時~17時。原則として往診はいたしません。

## 差別のない明るい町を

### 同和問題を正しく認識しよう

(同対審査申から)

### 人権問題に関する対策

日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分又は門地により、政治的・経済的、または社会的関係において差別されないことを基本的人権の一つとして保障し、立法その他の国政の上でこれを最大に尊重すべき旨を宣言している。

しかし、審議会による調査の結果は、地区住民の多くが、「就職に際して」「職業上のつきあい、待遇に際して」「結婚に際して」あるいは「近所づきあい、または学校を通じてのつきあいに関して」「差別をうけた経験をもっていることが明らかにされた。しか

も、このような差別をうけた場合に、司法的もしくは行政的擁護をうけようとしても、その道は十分に保障されていない。

もし国家や公共団体が差別的な法令を制定し、或は差別的な行政措置をとった場合には、憲法第十四条違反として直ちに無効とされるであろう。しかし、私人については差別的行為があっても、労働基準法や、その他の労働関係法のように特別の規定のある場合を除いては「差別」それ自体を直接規制することができない。

「差別事象」に対する法的規制が不十分であるため、「差別」の実態およびそれが被差別者に与える影響についての一般の認識も稀薄となり「差別」それ自体が重大

な社会悪であることを看過する結果となっている。

#### ① 人権擁護制度組織の確立

基本的人権の擁護を法務省の内局である人権擁護局の所管事務とし、しかも民事行政を主導する法務局および地方法務局に現場事務を取扱わせている現在の機構は再検討する必要がある。戸籍や登記事務を扱っていた者が人権擁護の職務に配置されるという組織にも不適当なものがある。

また、基本的人権の擁護というこの広汎重要な職務に直接たずさわる職員が少なく、その予算も極めて貧弱なことが指摘される。

② 人権擁護委員の推選手続や配置されている現状や人権擁護の活動状況等からみて、その選任にはさらに適任者が適正に配置されるよう、いっそうの配慮が要望され

る。実費弁償金制度等についても職能を十分にはたせるだけの費用が必要である。

③ 同和問題に対する理解と認識現状における担当者および委員の同和問題についての理解と認識は必ずしも十分とはいえない。研修・講習等の強化によってその重要性の把握に努力する必要がある。

④ 人権擁護活動の積極性人権擁護機関による擁護活動は人権を侵害したものに對し、人権尊重について啓発して、侵害者自身の自発的な意思によって侵害行為の停止・排除・被害の回復等の措置をとらせることであって、人権擁護機関が直接その権限によつて、侵害行為を停止させる措置がとれるのではない。したがって、

現状ではとくに担当者および委員に差別意識を根絶するための啓蒙活動について自覚と熱意が必要である。

### 第5回採石業務管理者試験

- ◇受験資格 年齢・学歴・性別などの制限はありません
- ◇試験の方法 試験は筆記試験とし、試験科目は次のとおりとする
- (1) 岩石の採取に関する法令(環境保全関係法令を含む)
- (2) 岩石の採取に関する技術的な事項

#### ◇試験日時と場所

- ・ 6月8日、10時~12時
- ・ 福岡市博多区博多東2の11の1 福岡合同庁舎会議室



合同相談  
人権法律・行政

どのようなことでもお気軽にどうぞ

水巻町社会福祉協議会は、次のとおり「心配ごと相談」と「人権法律相談」を合同で行います。相談は無料で、秘密はかたく守られます。お気軽にご利用ください。

◇日時  
5月7日 13時～16時30分  
5月17日 10時～15時  
5月26日 13時～16時30分

◇場所 水巻町民会館日本間  
※なお、五月三日は新憲法が施行されて二十九年目にあたります。社会福祉協議会でもこの記念行事の一つとして、五月十七日特別に「人権法律相談所」を開設します。

この日は小倉法務局、遠賀福祉事務所から担当職員が出席し、相談に応じます。

●相談員  
・人権法律相談  
小倉法務局担当職員  
・生活更生相談  
遠賀福祉事務所担当職員  
・婦人母子相談  
遠賀福祉事務所婦人相談員

また、この心配ごと、人権法律相談と同時に行政相談も行います。行政管理局は、国が行っている行政や事業などについて、みなさんの不満や苦情を聞き、あっせん解決するため、全国の市町村に行政相談委員を委嘱しています。

身体障害者の巡回相談

県では、身体障害者のために巡回して、医学的判定などを行い、更生に必要な相談に応じる、巡回相談を行いますのでご利用ください。なお、当日の混雑を防ぐため相談の予約受けをいたします。希望者は事前に申込みをお願いします。

◇対象者  
身体障害者手帳所持者で、次のいずれかに該当する相談の必要がある者、及び身体に機能的

な障害を有し、身体障害者手帳の交付を受けようとする者(ただし内部障害者を除く)

◇巡回相談内容  
(1) 補装具の交付または修理の処方及び適合判定  
(2) 更生医療給付要否の判定  
(3) 身体障害者更生援護施設または社会福祉施設への入所指導  
(4) 身体障害者手帳交付に関する診断(ただし内部障害者)

行政相談委員は、行政監察局から直接任じられるもので、恩給・年金・登記・保険・生活保護・農地・環境衛生・郵便・道路・交通・公営住宅・河川・公害・課税・

小児マヒ 生ワクの投与  
予防

◇該当児  
一回目 生後3カ月から18カ月までの乳幼児  
二回目 一回目服用後6カ月から18カ月までの乳幼児  
◇日時 5月7日 14時～15時  
当日は母子手帳を持参すること  
も、乳幼児の体温を必ず計って来てください。当日、下痢をした

除く)  
(5) その他更生相談に関すること

◇巡回相談予約受付日・場所  
6月8日 10時～12時 役場東別館  
◇巡回相談日・場所  
6月15日 10時～15時 岡垣町役場東部出張所  
◇持参するもの  
身体障害者手帳、印鑑、筆記具  
なお、戦傷病者の巡回相談は、6月14日、10時から15時まで由布市垣生の社会福祉センターで行います。

り、はしかなどの予防注射を受けて一カ月を経過していない子は、受けられませんのでご注意ください。

なお、問診票を五月一日から町厚生課衛生係で発行しますので前日までに取りにこられるようお願いいたします。

身障者 運転免許希望者に取得の費用を助成

県では、身体障害者の社会復帰を促進するため、自動車運転免許(一種普通免許)の取得にかかる費用を助成します。希望される方は、町厚生課民生係に申し込みください。

◇対象者 51年4月1日現在、55歳以下で身障等級が5級以上のかた  
◇受付期間 4月25日～5月8日

一般許認可、また国鉄・電々・専売・公団・公庫・事業団に対する苦情や不満などの相談を受け、監察局の職員といっしょに問題の解決にあたります。相談料は無料です。気軽に相談ください。

◇日時 5月17日 10時～15時  
◇場所 水巻町民会館日本間  
◇行政相談員 武尾友敏

福祉年金を受ければ所得状況の届け出を

五月六日から、町内の郵便局で福祉年金(老齢・特別・障害・母子)の支払いがありますが、これを受給すると前年の所得状況の届出をしなければなりません。年金受給後、五月末日までに年金証書を持参し、役場年金係で手続きをされるようお願いいたします。

お礼

香典返しとして次のかたから社会福祉協議会へ寄贈がありました。ご冥福をお祈りいたしますとともに、あつくお礼申しあげます。

- 吉田団地 故 瀧石 隆蔵 殿 瀧石 武徳 殿
- 頃末 故 今泉 惣一 殿 今泉 ミヨ 殿
- 伊左座 故 小林シゲノ 殿 小林 徳雄 殿
- 美吉野団地 故 飯野キクヨ 殿 飯野 倉好 殿

皆さんの応援を願います

体力の向上を目指して始まったママさんバレーの第二回リーグ戦が四月二十五日から開かれます。第一回優勝の吉田チーム外五チームに、今回から新しく二町住チームが参加して行われます。家事の合間の練習の成果を、ママさんたちが競います。皆さんの応援をお願いします。

ママさんバレー 第2回リーグ戦

日時	25日(日)
4月	27日(火)
5月	9日(日)
	11日(火)
	23日(日)
日曜日	朝10時から
火曜日	夜7時から
◇場所	水巻町勤労青年スポーツセンター

納期	5月31日
固定資産税 一期	
町県民税 一期	6月30日
国民健康保険税 一期	6月30日

水巻町長 伊藤 衛門 編集 水巻町 市民相談室 (電話 601-4321) 印刷 冷年田印刷合資会社